

国内外における企業内弁理士に関する統計と 企業内業務の実態

平成 26 年度企業弁理士知財委員会 外国弁理士調査チーム

辻 俊昭, 石塚 利博, 奥富 圭一, 尾原 和貴,
田中 祥一, 戸原 健太, 平田 悟, 松本 直樹

要 約

今日、日本の企業内弁理士の数は 2000 人を超え、その役割や価値は、グローバルな視点で評価されるようになってきている。技術先進国である日・米・独における全弁理士数に対する企業内弁理士の数の比率は、いずれも約 20% であり、差はない。しかしながら、米国においては、全弁理士数 (Patent Attorney) が多いため、企業内弁理士数は、日本の 3 倍にも昇る。また、米国における大企業では、一企業が雇用する企業内弁理士数は日本の約 2 倍である。そして、米国企業では、企業内弁理士の半数を出願代理業務に投じ、残り半数を別の業務に投じていると想定される。

本稿では、主要国の実態及び日本の特色を考察し、企業内弁理士の活躍のあり方を提言する。出願業務では、開発部門と連携した発明発掘業務や、高度な社内技術情報や訴訟経験などを反映した出願書類の作り込みが挙げられる。また出願業務以外では、米国訴訟対策や、企業や大学との協業のための契約などが挙げられる。

目次

1. はじめに
2. 企業弁理士知財委員会の活動と本調査の目的
 - (1) 企業弁理士知財委員会の委員の課題認識 (アンケート結果)
 - (2) 本調査の目的
3. 主要国における企業内弁理士の統計
 - (1) 調査の方針
 - (2) 各国の企業内弁理士の統計について
 - (3) 各国の企業の弁理士数ランキング
4. 主要国における企業内弁理士が携わる業務
 - (1) 調査の方針
 - (2) 各国の企業内弁理士の業務配分
 - (3) 各国と業種別の社内代理状況の比較
 - (4) 主要企業の社内代理の実態
 - (5) 韓国の非登録弁理士
5. まとめと提言
 - (1) 米国における突出した企業内弁理士数
 - (2) 日本企業の出願業務における企業内弁理士の活用の実態
 - (3) 日本企業の出願業務における企業内弁理士の役割
 - (4) 出願業務以外での企業内弁理士の役割
 - (5) 企業内弁理士の活用で特徴を持った企業
6. 本調査を受けたさらなる深掘りのための提言
7. 参考

1. はじめに

企業のグローバル化の流れは日々加速し、それに伴って企業内弁理士 (企業に勤務している弁理士) の活動も益々国際的になっている。それに伴い、今や企業内弁理士の役割や価値は、グローバルな視点で評価される時代になった。しかし、これまで各国の企業内弁理士を比較した本格的な調査は行われたことがなかった。

そこで当委員会では、日本・米国・ドイツ・韓国の主要企業の企業内弁理士の統計調査を行うとともに、業務のうち弁理士の専権である代理業務に特に注目し、企業内弁理士が携わる業務の実態を明らかにし、企業内弁理士の社内における役割や位置づけを検証することとした。

本稿では、これらの調査結果を紹介し、これに基づいて企業内弁理士の役割の拡大や価値の向上、事務所弁理士との協業について提言を試みたい。

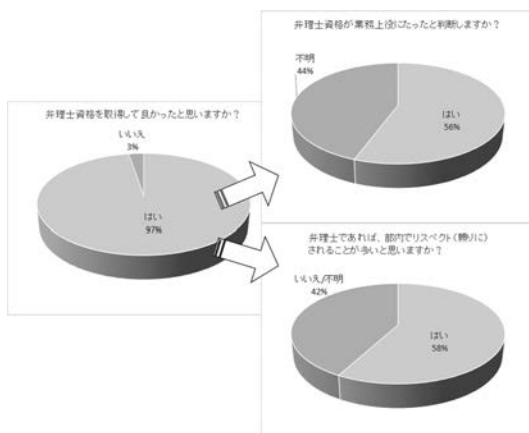
2. 企業弁理士知財委員会の活動と本調査の目的

- (1) 企業弁理士知財委員会の委員の課題認識 (アンケート結果)

本稿で報告する調査は、企業弁理士知財委員会の調

査研究活動のひとつとして実施したもので、海外のビジネス推進に企業内弁理士が更に貢献できる様になることを目指して、国内・国外の企業内弁理士から、学びや情報を得、かつ、人脈をつくる場を提供することを目的としている。一昨年（2013年）は、外資系企業における企業内弁理士のあり方について、外資系企業数社の日本法人知財部門長にインタビューした結果を本誌に掲載した。¹⁾本稿は、その続報にあたる。

企業内弁理士自身は、自分を取り巻く環境をどのように捉えているだろうか？ここに興味深いデータがある。図1は、2014年度企業弁理士知財委員会の委員に対するアンケートの結果（回答数：39）である。図のとおり、弁理士資格を取得してよかったという回答者が9割を超えているにもかかわらず、弁理士資格が業務上役に立った、あるいは、弁理士が知財部門内でリスペクト（頼りに）されることが多いという回答者は5割程度まで下落する。すなわち、このデータは、企業の知財実務において、せっかく苦労して取得した弁理士資格を十分に活かし切れていないという実情を反映していると考えられる。



（図1：企業内弁理士の「弁理士」に対する意識²⁾）

（2）本調査の目的

一方、諸外国では、資格の有無で職務や処遇が明らかに異なる国もあるといわれている。しかし、各国の企業内弁理士の職務などについて比較した調査は、これまでに行われたことがない。それらを調査・比較し、企業内弁理士の存在価値を見直すことによって、我が国における企業内弁理士の役割拡大や地位向上に資することができるはずである。そのための調査は、国内外の企業や企業内弁理士等に対してアンケートやヒアリングを行うことも必要と考えられるが、アン

ケート先の選定や質問項目の設定を適切に行うためには、全体の状況をできるだけ客観的に把握しておく必要がある。

そこで、日本・米国・ドイツ・韓国の知財関連機関が公開する統計を委員自ら比較解析し、また、主要企業の企業内弁理士の実態及び社内代理状況に関する調査、及び、当委員会の委員に対する業務内容の調査を行った。そして、これらの結果より、企業内弁理士が携わる代理業務と周辺業務の実態を明らかにするとともに、企業内弁理士の社内における役割や位置づけを検証することとした。

ここで、社内代理とは、その企業に属する企業内弁理士が特許出願の代理をする場合を指す。出願の責任を企業内弁理士に持たせるという意味を持つ。いわゆる「出願明細書の社内作成」とは異なることに留意いただきたい。

3. 主要国における企業内弁理士の統計

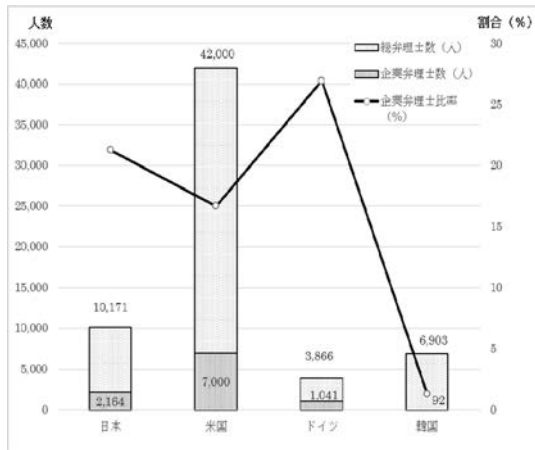
（1）調査の方針

日本の企業内弁理士が活躍するためにはどのようなことが必要か議論するにあたり、日本で勤務する企業内弁理士と諸外国で勤務する企業内弁理士とにどのような違いがあるのかを明確にする必要がある。そこで、各国の企業内弁理士の数、所属企業情報等を正確に把握するために、日本・米国・ドイツ・韓国の関係機関が発行する入手可能な統計資料等を収集し、企業内弁理士の国別の規模の比較や企業毎の弁理士数の比較を行うこととした。

なお、ドイツについては、EPO に対し代理人として登録されている弁理士を調査している。

（2）各国の企業内弁理士の統計について

日本・米国・ドイツ・韓国各国の全弁理士数（登録された弁理士）に対する企業内弁理士の数の比較を図2に示す。



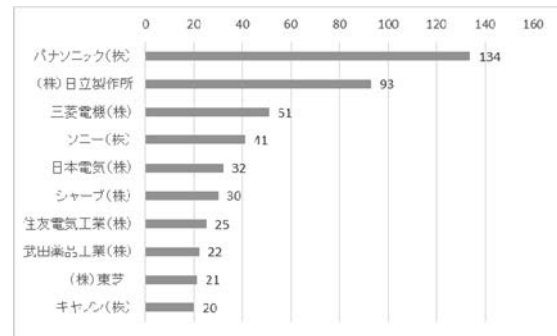
(図2 日米独韓の全弁理士数に対する企業内弁理士数の比較)³⁾

図2より各国の企業内弁理士について以下のことが考えられる。

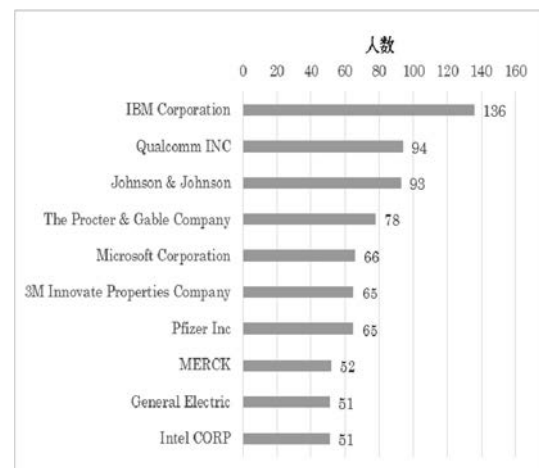
- ・米国の企業内弁理士は日本の3倍以上であり、圧倒的な数を誇る。
- ・企業内弁理士比率は日本と米国はともに20%弱の比率であり、同等の比率であるといえる。一方、韓国は、1%程度(90人程度)と非常に少ない。それぞれの国における企業が資格保有者に対して考える価値を表した数値とも読める。
- ・しかしながら、本データは登録された弁理士 (attorney & agent) についてのデータである。よって弁理士登録により可能となる業務や登録料の額等によっても登録率は変動するため、各国の弁理士制度ともあわせて考える必要がある。
- ・特に、韓国の大手電機メーカーには数百人の弁理士が存在するという別ルートでの情報とも齟齬するため、さらなる調査が必要である。

(3) 各国の企業の弁理士数ランキング

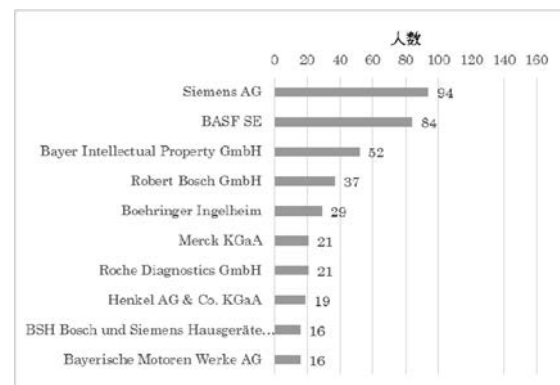
図3～図6は、2013年における各国の企業内弁理士の数において上位10位以内の企業名及び弁理士数を示す。



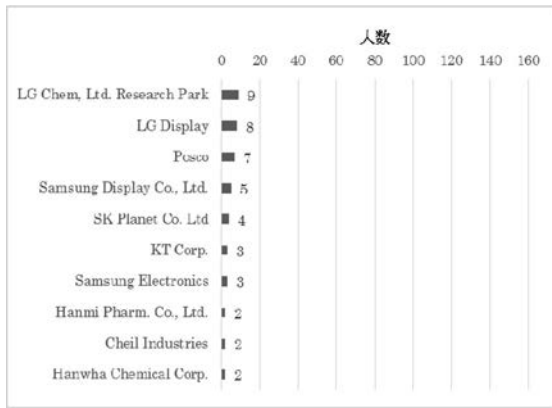
(図3 日本企業の弁理士数ランキング)⁴⁾



(図4 米国企業の弁理士数ランキング)⁵⁾



(図5 ドイツ企業の弁理士数ランキング)⁶⁾



(図6 韓国企業の弁理士数ランキング)⁷⁾

上記、各国の企業 弁理士数ランキングより以下のことが伺える。

- ・日本においては、日立グループ・パナソニックグループが100名を超える弁理士を抱えている。
- ・米国においては、50人を超える企業が10社以上も存在し、上位10社の弁理士総数が日本(469人)・ドイツ(389人)それぞれの2倍近く存在(751人)する。米国は日本・ドイツに比べ1社あたりの企業内弁理士の数が多く、特に大企業において顕著であるといえる。米国に社内弁理士(弁護士)が多い理由の一つとして、秘匿特権があるためであると考えられる。
- ・韓国については、総人数等十分に把握できていない可能性がある。この理由については後述する。
- ・日本の上位5社はすべて電機・通信メーカーが占めるのに対し、米国においては、電機・通信だけでなく、他の業界に広がりがある。

4. 主要国における企業内弁理士が携わる業務

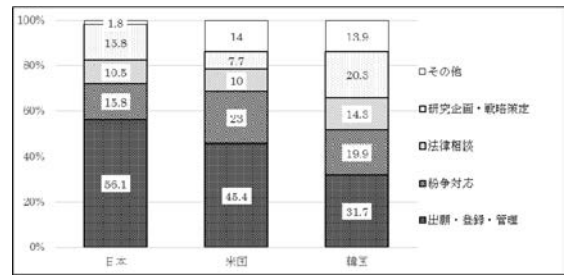
(1) 調査の方針

日本・米国・ドイツでは多数の弁理士が企業に所属しているという実態を把握できた。そこで、それら企業勤務の弁理士がどのような業務に従事しているかを把握し、対比させることにより、日本と諸外国での業務内容にどのような差があるか考察することとした。しかしながら、一般的に知的財産に関する各企業の組織体制等は公表されないことが多い。従って、まず、米国・ドイツ・韓国の知財関係機関が公表する企業内弁理士の業務についての統計を取得し、日本においては当委員会の委員に対するアンケートにより統計を取得した。さらに、公開特許情報を分析し代理人情報を

取得することで、各企業において特許出願の社内代理(以下、単に「社内代理」という)の状況を調査することとした。

(2) 各国の企業内弁理士の業務配分

各国において企業内弁理士が携わる業務についての統計データを、5つの項目に整理して比較を試みた。その結果を図7に示す。



ドイツのデータは調査中

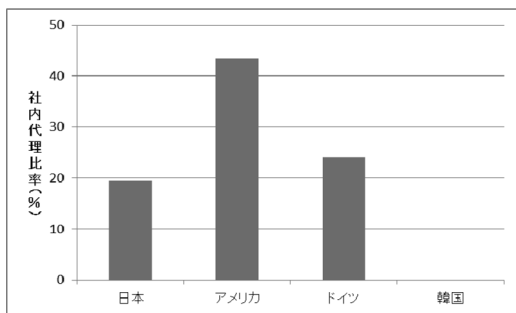
(図7 各国の企業内弁理士が行う業務の割合)⁸⁾

図7より以下のことがうかがえる。

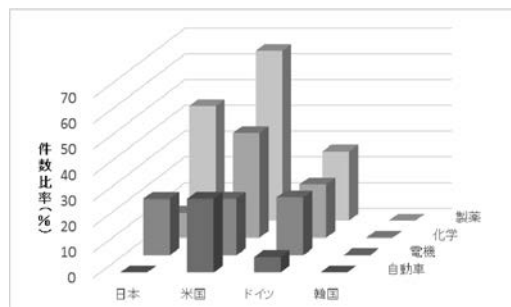
- ・日本の企業内弁理士は、全業務のうち、「出願/登録/管理」が顕著に多く、続いて紛争対応、研究企画、知財戦略策定となっている。米国の企業内弁理士においても、全業務のうち、「出願/登録/管理」業務の比率が50%近くを占める。
- ・一方、日本・韓国の企業内弁理士は、「研究企画、知財戦略策定」業務の比率が15から20%もあり、特許動向と先行技術情報の提供を中心とした開発と連携した領域の業務に専門家を活用する特徴が見られる。
- ・なお、「出願/登録/管理」に該当する業務は多岐にわたる。明細書作成を始めとする出願代理業務全般を行っている場合もあれば、発明発掘のみ、明細書作成のみ、特許事務所が作成した明細書のチェックのみを行っている場合もあると考えられる。

(3) 各国と業種別の社内代理状況の比較

日本・米国・ドイツ・韓国の主要企業(各国3~5社)の社内代理比率の平均値について図8にまとめた。社内代理比率とは、その企業のすべての出願件数のうち、その企業に勤務する弁理士が代理した件数の比率をいう。なお、ドイツについてはドイツ企業がEPOに出願した件数のうち企業に勤務する弁理士が代理した件数である。



(図8-1 各国の企業内弁理士の社内代理比率)⁹⁾



(図8-2 各国企業の業界別企業内弁理士の社内代理比率)⁹⁾

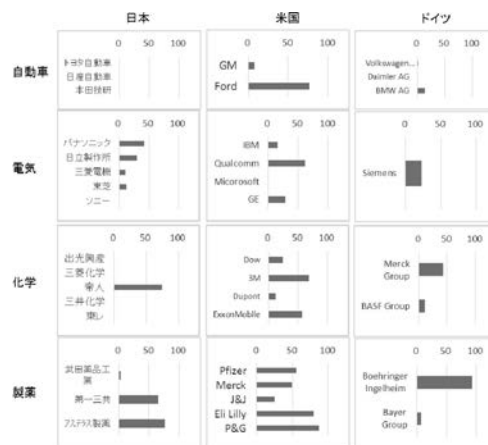
図8より各国の社内代理の状況及び業種毎の特徴については以下の通りである。

- ・ 米国は、日本・米国・ドイツ・韓国のうちで社内代理比率が飛び抜けて高く、ドイツ、日本は、米国の半数程度である。明らかに米国企業は社内弁理士を出願代理に活用する意図があると思われる。
- ・ 米国における社内代理状況を業界ごとに日本と比較した場合、自動車業界及び化学業界において顕著な差があり、米国の社内代理比率が著しく高く、自動車業界についてはドイツと比較しても顕著に社内代理比率が高い。
- ・ 日本・米国・ドイツについて製薬業界の社内代理比率は、日米が50%前後、ドイツが30%と、韓国を除き極めて高い。製薬業界においては、出願代理に企業内弁理士を活用しなければならない特殊事情があると思われる。
- ・ 米国の電機業界においては、社内代理比率が他の業界の半分程度であり、極めて低い。電機業界は一般に出願件数が他の業界よりも顕著に多いため、社内代理のみでは対応しきれないという業界特有の事情によるところが大きいと考えられる。
- ・ 韓国では、社内代理比率はゼロである。出願はアウトソーシングに頼り、企業内弁理士を他の業務

に活用しているものと思われる。

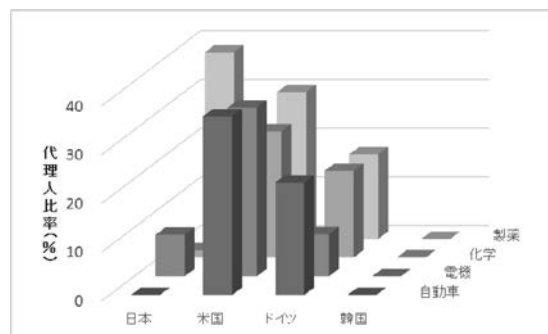
(4) 主要企業の社内代理の実態

図9は各国における主要企業の企業内弁理士による出願代理の比率を表したグラフである。韓国企業は社内代理がないため表を割愛した。



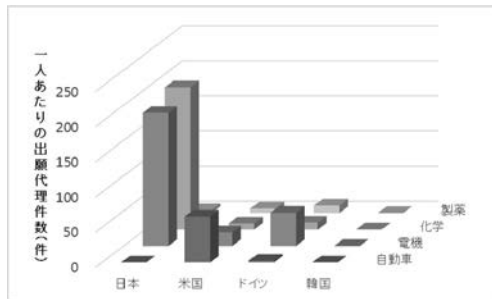
(図9 各国における主要企業の出願代理比率)¹⁰⁾

図10は、主要企業の社内代理人比率の業界別平均である。社内代理人比率とは、企業ごとの所属企業内弁理士総数に対する出願代理に関わる弁理士数の比率である。米国はいずれの業界も40%近い高い値であり、所属する企業内弁理士の多くを出願代理業務に当てていることがわかる。



(図10 主要企業の社内代理人比率の業界別平均)⁹⁾

図11は、主要企業の1人あたりの出願代理件数の業界別平均である。1人あたりの出願代理件数とは、企業ごとの、出願代理に関わった企業内弁理士数に対する企業内弁理士により代理された出願件数の比率である。日本の電機、化学は200件という非常に大きい値であるのに対し、米国企業では、いずれの業界でも50件以下である。図10における少ない社内代理人比率も鑑みると、日本の化学・電機業界では特定の人が多数の特許出願を代理していることがわかる。



(図 11 主要企業の 1 人あたりの出願代理件数の業界別平均)⁹⁾

以下、各国における特徴をまとめた。

① 日本企業の社内代理の特徴

- 自動車業界では、社内代理をする会社はなかった。出願数に対し社内弁理士数が少なく原則アウトソーシングを利用するものと考えられる。
- 電機業界では、対象とした 5 社のうち、4 社が社内代理を実施している。社内代理比率は、弁理士数とほぼ比例関係になっている(本稿末の表 1)。なお、社内代理人比率は、米国に比べ 1 / 4 程度であり非常に少ない。また、一人あたりの出願件数(年間)は、200 件に及び非常に多い。
- 電機業界では、一つの製品に対して多数の特許が存在し、売り上げあたりの特許出願件数が多い。そのためアウトソーシングを活用して多量の出願をこなすことが中心だが、企業内弁理士数も多いので、その一部が専ら出願業務を行っていると考えられる。なお、これらの企業内弁理士による社内代理件数は最近急に増加したとの情報もあり、アウトソーシング費用の削減目的など、各企業が抱える事情が影響している可能性がある。
- 化学業界では、図 10, 11 からは電機業界と同様に見えるが、企業ごとに見ると異なる。対象 5 社のうち、1 社のみが社内代理を実施していた(本稿末の表 1)。その 1 社の代理人は特定の 1 名であり、社内代理比率も極めて高い。おそらく会社のポリシーとして代理人を社内の特定期人にするようにしているものと思われる。化学業界の社内代理が少ない理由としては、出願にはアウトソーシングを活用し、弁理士はその他の係争対応や法律相談等に力を割いているものと考えられる。
- 製薬業界では、対象 3 社のうち、すべてが社内代理を実施している。3 社のうち、2 社の社内代理比率は 50% 以上であり非常に大きく、企業内弁理士の半数以上が社内代理に関わっている。医薬品

は一般的に一つの製品(技術)について少数の特許権で保護されるので、出願件数あたりの社内の弁理士数も多い(本稿末の表 1)。また、一人あたりの出願件数(年間)も数件程度であり一人が責任を持って担当するのに適当な数である。社外に依頼するよりも、社内の弁理士が自ら出願代理することが適切と判断していると推測される。このように判断している理由としては、出願 1 件の価値が甚だしく高いため、機密情報管理の観点もしくは訴訟経験なども含めた明細書作成の観点等の理由が考えられるが、さらなるヒアリング等が必要である。

- 製薬業界の社内代理比率が非常に低い 1 社については、以下の事実がある。2014 年 3 月期の知的財産権収益がその前 3 年間の収益に比べて 80% 増加し、社内弁理士数も増加傾向である。つまり、同業他社との社内代理比率の相違や知財戦略の変化と社内弁理士の位置づけの個別ケースとしては非常に興味深い傾向が伺える。今後は、このような企業に個別にヒアリングすることができれば有益な情報が得られると思われる。

② 米国企業の社内代理の特徴

- 米国企業の出願代理比率は総じて多い。出願代理比率が 80% を超える企業も 2 社存在している。一方、総じて多い中で、出願代理比率が 0% である会社が 1 社存在している。
- 米国企業の社内代理については、社内弁理士数と社内代理比率の相関はなさそうである。全業務のうち、社内代理にどれくらいのリソースをかけるかは、会社のポリシーに依存するものと思われる。
- 米国では、調査対象企業のうち 1 社を除きすべての企業が出願代理に企業内弁理士を活用している。さらに、社内代理比率が 50% を超えている企業が半数以上も存在する。
- 米国では、各社ともに社内代理に関わる企業内弁理士の数が顕著に多い。特に、化学業界においては、企業内弁理士の数も日本企業に比べ顕著に多い(本稿末の表 1, 2)。
- また、一人あたりの出願件数も適当な数である。出願数の多い IBM, Qualcomm ですら一人が担当する出願数は平均 20 件程度である(本稿末の表

2)。この程度の件数であれば出願代理をする企業内弁理士は、担当する出願に責任を持って対処できるものと思われる。

- ・ 一方で、米国の電機業界では、日本の電機業界のように1人の弁理士が多数の出願を担当するわけでないため、日本の電機業界のようなコストダウンは目的ではないと思われる。特に Qualcomm は標準化で有名な会社であり、明細書の質などに関連した明確な目的があるものと思われる。
- ・ 先述したとおり、米国企業では、出願代理に多数の弁理士を配置している。一方で、1社あたりに所属する企業内弁理士数が多いため、出願代理に携わらない企業内弁理士も多い。たとえば、Qualcom は 61 名の企業内弁理士が出願代理に関わるが、全企業内弁理士数が 112 名も所属するため、出願代理に携わらない弁理士が 50 名もいることになる。これらの弁理士は訴訟や係争に携わっていると考えられる。米国特有の制度である秘匿特権等に関連しているものと思われる。

③ ドイツ企業の社内代理の特徴

- ・ ドイツでは、日本に比較すると総じて社内代理比率が多いが、米国ほどではない。出願代理に関わる企業内弁理士の数は全企業内弁理士数の多さに比べると小さい。全業務のうち、社内代理にどれくらいのリソースをかけるかは、会社のポリシーに依存するものと思われる。
- ・ 製薬業界において、出願代理比率が 90% を超える企業が 1 社ある（本稿末の表 3）。
- ・ 今回調査ではドイツ語翻訳費用を考慮しドイツ企業が自国へ出願する件数ではなく、ドイツ企業が EPO への出願代理資格を有する代理人を使って出願した件数を調査したため、ドイツ企業が自国へ出願する件数ではない点には注意が必要である。特に自動車業界においては自国出願よりも EPO 出願が大幅に少ない可能性がある。

④ 韓国企業の社内代理の特徴

- ・ 韓国では、対象企業において、社内代理を実施している企業はなかった。
- ・ 出願はアウトソーシングに頼り、企業内弁理士を他の業務に活用しているものと思われる。

(5) 韓国の非登録弁理士

上述した分析結果より、韓国では、企業内弁理士による社内代理の実態が全く見られず、また、そもそも弁理士会登録されている企業内弁理士がごく僅かであることが明らかとなった。この理由を明らかにすべく、現地事務所等へのヒアリングを実施した結果、下記のような実態が浮かび上がった。

まず、弁理士業務を行うには特許庁への登録が必須であるが、大韓弁理士会への登録は必須ではなく（注：最近登録が必須になったとの情報があり、順次登録が進んでいると考えられるが、全弁理士の登録が完了した状況には無い）、企業内弁理士、事務所弁理士を問わず、大韓弁理士会に登録していない弁理士試験合格者は多数いると考えられる。大韓弁理士会に登録している企業内弁理士は約 200 名程度（2014 年 7 月）との情報があるが、企業勤務でも個人名の特許事務所名で登録することが奨励されているとの情報もあり、このような弁理士を含めると企業内弁理士はさらに増える可能性がある。すなわち、約 200 名という数字は実態を反映しておらず、正確ではない可能性がある。なお、JETRO ソウルからの情報によると、特許庁登録の総数は 7210 名（2013 年）であり、内訳は、試験合格 2458 名、弁護士 4193 名、特許庁出身 559 名となっている。

以上より、本調査において、企業内弁理士の活動の実態を把握するにも、登録状況が十分に把握できず、他国との比較や検証に必要な情報収集が出来ない結果となった。今後は、韓国企業個別に企業内弁理士（又は弁理士試験合格者）の活動の実態をヒアリングするなどして実態を明らかにする必要があると考えられる。

5. まとめと提言

(1) 米国における突出した企業内弁理士数

米国における企業内弁理士 (Patent Attorney) の数は日本における約 3 倍であった。また、50 名以上弁理士が所属する企業は日本には 3 社しかないのに対し、米国では 10 社に昇る。米国において資格保持者を重視する傾向が統計から裏付けられた。

米国の社内代理比率は 43% であり、日本やドイツの 2 倍程度の高い値である。つまり、企業内弁理士を出願代理業務に積極的に活用していることが伺える。出願代理業務に携わる企業内弁理士一人あたりの特許出

願数も年間数十件であり、一人が責任をもって担当する出願数としても妥当である。ところが、出願代理に携わる企業内弁理士数は全企業内弁理士の半数以下に過ぎない。すなわち、出願代理以外の業務に携わる企業内弁理士が残り半数以上も企業内に存在するということである。例えば、GEは112人の企業内弁理士のうち、36名が社内代理業務に携わり、残り76名は別の業務に携わっていることになり、3Mは96人の企業内弁理士のうち、39名が社内代理業務に携わり、残り57名は別の業務に携わっていることになる。出願代理以外の出願関係業務、係争、契約業務等が考えられるが、日本の企業内弁理士数からすると非常に大きな値であり恐ろしい値である。日本の大企業においては、この数年で企業内弁理士数はあまり増加しておらず依然として米国企業に比べて大きな差がある。

(2) 日本企業の出願業務における企業内弁理士の活用の実態

・ 発明発掘や明細書レビュー

日本企業においても社内代理を推進する企業が存在したが、今回調査対象にした大企業16社の社内代理比率の平均値は19.5%であり、米国の43.4%に比べると半数以下である。しかも、その多くは特定企業に集中しているといえる。すなわち、総じて多量に出願する日本企業は、特許出願における明細書作成及び代理人としての責任を外部の特許事務所にアウトソーシングし、社内の弁理士には特許出願における他の業務である発明発掘や明細書レビューなど、また出願戦略（ポートフォリオの構築、標準化など）を担当させ、明確な役割分担をしている傾向があると考えられる。

・ 戦略的特許出願（製薬業界）

国内外の製薬業界の社内代理比率は非常に高い。今回調査対象にした日本の3社すべてが社内代理を行い、3社のうち2社は出願代理比率が50%を超えている。製薬業界では、新薬1件に巨額の開発費が必要であり特許1件の価値が会社の存亡に係わるほど極めて高い。そのため、出願権利化1件に対し多くの労力と時間をかけ、企業内に蓄積された訴訟や交渉経験などを反映した係争・訴訟に強い明細書にするべく練り上げているものと推測される。また、企業としては、技術の高度化や技術ノウハウの流出防止を懸念し、かかる戦略をとっている可能性もある。（実際は、各特許事務所や弁理士会においても、情報管理や専門性を高

める取り組みが多くなされている。）

・ 出願アウトソーシング経費の削減（電機業界）

日本の電機業界においても社内代理が実施されているが、出願代理比率は全般的にあまり高くない。膨大な量を出願する電機業界では、特許1件の価値が相対的に低くなりやすい。出願数の一部の量を社内人員が担当することでアウトソーシング費用を抑えていることがその理由の一つとして考えられる。一方、出願件数に対して出願代理を担当する企業内弁理士数は極めて少なく、1人あたりの特許出願数が300~600件である。一方、米国の電機業界の出願代理においては、1人あたりの特許出願数は平均20件程度である。日本の電機業界においては、明細書の質の一元化及び管理上の理由で企業内弁理士を活用しているものと考えられる。

また、経営環境の変化などにより、知財部門をグループ会社化して内作を進め、雇用を確保する動きもあるが、特許の質やパフォーマンスの確保などが課題になると考えられる。

(3) 日本企業の出願業務における企業内弁理士の役割

上述の実態から、日本企業は、欧米企業と比べると、「明細書の作成」の業務と「発明発掘や出願レビュー」の業務を役割分担していることが多い。すなわち、日本企業における企業内弁理士は、技術者と明細書作成の専門家である特許事務所弁理士との間に入り、担当している技術と法律の両面から何を特許出願すべきか？特許の価値を上げるためにどのような技術情報を特許事務所弁理士に伝達する必要があるか？等の観点でアドバイスし、わかりやすく伝達することで、企業の特許ポートフォリオの価値向上に貢献している者が多いといえる。明細書作成にかかる業務は完全に特許事務所弁理士に任せ、企業内弁理士はその他の役割に集中することも、適切な分担方法と考えられる。

一方で、社内の訴訟や係争経験を踏まえた明細書の作りこみに関する情報は、企業のノウハウとも関係し外部である特許事務所に対して伝達が難しい場合もある。このような案件を戦略的に権利化し、そしてポートフォリオを作りこみ、訴訟や係争において価値の高い特許に仕上げることは企業内弁理士の役割であるともいえる。その上で、①明細書作成に関する事務所の専門的な能力の活用により高度な明細書の作り込み

や、②代理業務の委託による出願・権利化や維持に関する管理負担の軽減の観点で特許事務所を活用することが企業の知財マネジメントに資すると考える。

(4) 出願業務以外での企業内弁理士の役割

・米国訴訟対策としての企業内弁理士の意義

米国企業において企業内弁理士が多い理由の一つとして、秘匿特権がある。日本の弁理士についても、米国訴訟における秘匿特権が認められた判決は複数存在する。少なくとも米国で事業を行っている企業においては、秘匿特権を確保するために、企業内弁理士の存在意義がある。今回の調査対象企業は大企業であり、ほとんどすべてが米国に進出していると考えられるが、10社までの総弁理士数の数は米国の約半数であった。つまり、米国はこの役割分担で進んでいるが、日本は遅れているといえる。

・企業や大学との協業における契約・交渉での活躍

また、近年の技術・製品の高度化やグローバル化により、自社単独で製品開発することは困難であり、オープンイノベーションなど、国内外の企業や大学などとの協業が益々重要になってきている。それに伴い、秘密保持契約、共同研究契約、共同出願契約などの技術契約を締結する機会も増えているが、その契約業務を企業内弁理士が行うこともある。当委員会のアンケートでも、それを主たる業務としている者もいた。この業務には高度の法知識とリーガル・マインドが必要とされ、欧米の企業では契約業務を行っている者はほとんどが弁護士や弁理士の有資格者である。これらの企業を相手にする場合、日本企業も企業内弁理士が担当しないと交渉でなめられて不利な展開になることもある。また、米国等では訴訟対策として秘匿特権の活用が非常に重要だが、秘匿特権を発生させるには弁護士（日本弁理士も含む）とのコミュニケーションが要件となっているため、特許の権利化や訴訟などに関する会議に出席する場合にはそれらの資格を持っていることが要求されることもある。契約、渉外、訴訟などの業務においても、企業内弁理士の存在価値は高い。

・大企業以外の企業における活躍

企業内弁理士数は年々増加しているが、企業内弁理士数の多い企業20社に属する企業内弁理士はここ数年増加していない。これは企業内弁理士が、より多数の企業において増加していることを意味する。今後

は、弁理士が一人も属していなかった企業や中小企業において知財戦略を推進する活躍のあり方が期待できる。より多くの企業において知財戦略の底上げが期待でき、産業競争力の向上が期待できる。

(5) 企業内弁理士の活用で特徴を持った企業

・T社

製薬業界他社は社内代理比率が50%を超えているのに対し、この会社だけは3%であった。他社は社内代理に頼っているのに対し、この会社は外部の特許事務所を活用しているといえる。一方、2014年3月期の知的財産権収益がその前3年間の収益に比べて80%増加し、社内弁理士数も増加傾向である。非常に興味深い傾向が伺える。

・M社

今回調査した米国企業15社のうち、この会社だけが社内代理を一切行っていない。すなわち、2600件もの出願をすべてアウトソーシングしていることになり米国企業としては非常に珍しい。出願業務のプロセス、及び出願以外の業務において66名いる企業内弁理士をどのように活用しているのか非常に興味深い。特許の購入、訴訟対応などの仕事が予想される。

・Q社

2,200件近くある特許出願のうち60%である多数の特許出願を企業内弁理士に代理させている。社内代理に関わる企業内弁理士は61名であるため、1人あたりの出願数は約20件であり、米国企業としては典型的な数字である。しかしながら、Q社は標準化及び高額なライセンス収入で有名な会社であり、出願明細書の書き方等に特に配慮した活用をしているものと考えられる。

6. 本調査を受けたさらなる深掘りのための提言

明細書作成には、人材の育成に多くの時間がかかり、質の確保のためには相当のコストがかかるはずである。社内代理比率が高い米国、ドイツにあっても、一切社内代理を行っていない企業も存在する。一方で、日本では、社内代理を積極的に行っている企業もある。真に有効な特許ポートフォリオを構築し事業貢献するために、これらの得失について今回考察した仮説の検証も含めヒアリングして検討したい。

また、上記に挙げた特徴的な企業3社について、当該企業の知財戦略遂行にあたり出願はもちろん、それ

以外のグローバル化対応（トロール・模倣品対策などの係争対応）、オープン・イノベーション対応（標準化、M&A など）など将来ニーズの業務にいかにか企業内弁理士を関わらせているかをヒアリング等も含め調査検討したい。

今回の調査は、主に大企業が中心であった。一方、大企業の弁理士以外の中堅、中小企業の弁理士数の更なる増加が見込まれる。かかる企業においては、弁理士数が1名のような極めて少数で業務を推進するため、多岐に亘る専門的な知財業務をカバーするのは困難である。ここで、当該企業が事務所弁理士に対して将来どのような専門的な連携業務を期待しているかに真のニーズを調査する意義は大きいと予想する。

例えば、出願系では、アジアなど国外の専門知識に裏付けされた出願対応力（国外出願のハブ化）、異議申

立・審決取消訴訟などの代理、契約書作成、ブランド価値創出、営業秘密対応などがあげられる。

米国における秘匿特権の対応は進んでいると推測される。本年は秘匿特権の観点からの検証は十分に行うことが出来なかったが、米国企業の実際の対応及び秘匿特権の対応において実績のある日本企業の調査、ヒアリング等の調査検討を行いたい。

7. 参考

本文で用いられた出願代理に関する統計データの基礎となったデータを示す。

ここで「企業内弁理士が出願を担当した比率」とは、公開特許件数に対する企業内弁理士が関わった件数の比率であり、「社内代理比率」である。

分野	日本	日本弁理士会登録 企業内弁理士数	2013年公開の JP出願に関わった 企業内弁理士数	2013年 JP 公開特許件数	企業内弁理士が 関わった件数	企業内弁理士が 出願を担当した比率
自動車	トヨタ自動車	14	0	7426	0	0%
	日産自動車	10	0	1354	0	0%
	本田技研	9	0	2898	0	0%
電気	パナソニック	139	6	8598	3561	41%
	日立製作所	94	3	2528	757	30%
	三菱電機株	51	5	5332	560	11%
	株式会社東芝	26	16	6726	789	12%
	ソニー株	41	0	2682	0	0%
化学	出光興産株	19	0	52	0	0%
	三菱化学株	4	0	708	0	0%
	帝人株	15	1	273	202	74%
	三井化学株	6	0	216	0	0%
	東レ株	24	0	814	0	0%
製薬	武田薬品工業	22	2	61	2	3%
	第一三共株式	11	6	60	39	65%
	アステラス製薬	14	10	39	30	77%

(表1 日本企業の社内代理の状況)¹¹⁾

分野	US	US弁理士会登録 企業内弁理士数	2013年公開の us出願に関わった 企業内弁理士数	2013年 us 公開特許件数	企業内弁理士が 関わった件数	企業内弁理士が 出願を担当した比率
自動車	GM	19	2	1761	142	8%
	Ford	11	9	756	579	77%
電気	IBM	156	57	6771	1056	16%
	Qualcomm	111	61	2187	1356	62%
	Micorosoft	66	0	2664	0	0%
	GE (GE Healthcare など 含む)	112	36	1905	558	29%
	化学	Dow	59	17	384	93
化学	3M	96	39	516	354	69%
	Dupont	112	11	492	57	12%
	ExxonMobile	61	18	382	216	57%
製薬	Pfizer	68	13	47	26	55%
	Merck(MSDを含 む)	56	32	430	212	49%
	J&J	98	3	63	16	25%
	Eli Lilly	54	15	40	32	80%
	P&G	86	46	443	389	88%

(表2 米国企業の社内代理の状況)¹²⁾

分野	ドイツ	EPO登録 企業内弁理士数 (DE居拠)	2013年公開の EP出願に関わった 企業内弁理士数	2013年 EP公開特許件数	企業内弁理士が 関わった件数 (弁理士名明記)	企業内弁理士が 出願を担当した比率
自動車	Volkswagen AG	12名 (内DE居拠12名)	3名 (内DE居拠3名)	135	2	1.48%
自動車	Daimler AG	11名 (内DE居拠11名)	0名 (内DE居拠0名)	92	0	0.00%
自動車	Bayerische Motoren Werke AG	16名 (内DE居拠16名)	6名 (内DE居拠3名)	144	20	13.89%
電機	Siemens	116名 (内DE居拠96名)	10名 (内DE居拠5名)	2,105	473	22.47%
化学	Merck Group	35名 (内DE居拠21名)	8名 (内DE居拠3名)	351	153	43.59%
化学	BASF Group	100名 (内DE居拠89名)	16名 (内DE居拠11名)	798	85	10.65%
製薬	Boehringer Ingelheim	32名 (内DE居拠29名)	4名 (内DE居拠4名)	156	145	92.95%
製薬	Bayer Group	66名 (内DE居拠60名)	13名 (内DE居拠10名)	509	33	6.48%

(表3 ドイツ企業の社内代理の状況)¹³⁾

分野	韓国	韓国弁理士会登録 企業内弁理士数	2013年公開の KR出願に関わった 企業内弁理士数	2013年 KR公開特許件数	企業内弁理士が 関わった件数	企業内弁理士が 出願を担当した比率
自動車	HYUNDAI Motor	0	0	2,395	0	0.00%
化学	LG Chem	9	0	1,417	0	0.00%
電機	LG Electronics	0	0	2,939	0	0.00%
電機	LG Display	8	0	1,893	0	0.00%
電機	Samsung Electronics	4	0	5,843	0	0.00%
電機	Samsung Display	5	0	1,135	0	0.00%

(表4 韓国企業の社内代理の状況)¹⁴⁾

(参考文献)

- 「外国における弁理士制度と企業内弁理士の活躍の実態」, パテント Vol.66 No.9, pp60-67
- 2014年度企業弁理士知財委員会所属委員に対して実施したアンケート結果
- 日本:平成26年版弁理士白書, p110, 就業形態別弁理士数の推移「2013会社勤務」。米国:USPTO Entire Roster of Active Patent Attorneys and Agents (2013/12ダウンロード)より, Office1の欄から企業所属と判断できる patent attorney 及び patent agent を集計。ドイツ:SPACE LEGAL June 2014 (CD-ROM)より集計 (EPOに登録されたドイツに拠居する弁理士を集計)。韓国:大韓弁理士会サイト (<http://www.kpaa.or.kr/kpaa/eng/list.do?searchKeyword>)よりデータを集計。
- 日本弁理士会 会員名簿 (2014/6)より集計
- USPTO Entire Roster of Active Patent Attorneys and Agents (2013/12ダウンロード)より patent attorney 及び patent agent を集計
- SPACE LEGAL June 2014 (CD-ROM)より集計 (EPOに登録されたドイツに拠居する弁理士を集計)
- 大韓弁理士会サイト (<http://www.kpaa.or.kr/kpaa/eng/list.do?searchKeyword>)よりデータを集計
- 日本:2014年度企業弁理士知財委員会所属委員に対して実施したアンケート結果, 米国:AIPLA REPORT OF THE

- ECONOMIC SURVEY 2013, 韓国:변리사 사무소 고용구조 실태조사 및 분석 2010년 12월 (A fact-finding and analysis of the patent office's employment structure 2010), 本表の項目に対し, 各統計の質問項目を当てはめ再集計したもの。
- 表1~4の平均を取るにより算出
 - 表1~4の「企業内弁理士が出願を担当した比率」の欄より引用
 - 日本弁理士会登録企業内弁理士数は, 日本弁理士会 会員名簿 (2014/6)による。特許に関する数は, PatentSQUARE (パナソニック社)を使用した検索結果による。
 - US弁理士会登録企業内弁理士数は, USPTO Entire Roster of Active Patent Attorneys and Agents (2013/12ダウンロード)による。特許に関する数は, Totalpatent (レクシスネクシス)を使用した検索結果による。
 - EPO登録企業内弁理士数は, SPACE LEGAL June 2014 (CD-ROM)による。特許に関する数は, CPA Discover 及び PatBase (特許データベース)を使用した検索結果による。
 - 大韓弁理士会登録企業内弁理士数は, 大韓弁理士会サイト (<http://www.kpaa.or.kr/kpaa/eng/list.do?searchKeyword>)による。特許に関する数は, CPA Discover 及び PatBase (特許データベース)を使用した検索結果による。
- (原稿受領 2015. 10. 27)